

危機管理型水位計の観測基準を初めて策定しました

～水位データの基準等の統一化を図ることで活用促進し、近隣住民の避難を支援～

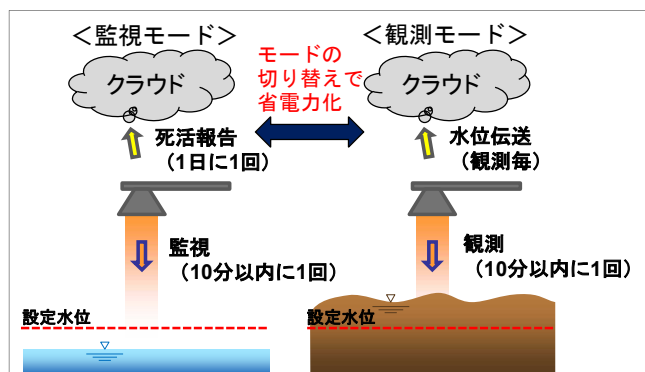
危機管理型水位計の基準・仕様を示した「危機管理型水位計の観測基準・仕様」を策定しました。今後、危機管理型水位計の普及、住民避難や洪水予測などへの活用が期待されます。また1月31日(水)に企業等を対象とした説明会を開催します。

中小河川における水位計の設置に向けては、設置・維持コストの克服が課題となっています。このため、国土交通省では洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計(危機管理型水位計)の開発を行いました。

危機管理型水位計の普及を推進するため、昨年12月までに全3回開催した「危機管理に対応した水位観測検討会」での議論を踏まえ、最低限必要な観測基準・仕様を策定しました。

【基準・仕様の概要】

- ・無給電で5年間の稼働を確保するための水位計の水位観測制御ルール
- ・中小河川の特徴である急激な水位上昇を把握するための観測時間間隔
- ・水位データのオープンデータ化 等



水位観測制御ルール

今後はこの基準・仕様に基づいた危機管理型水位計の設置を進めると共にオープンデータの活用が多方面で期待されます。

【企業等を対象とした説明会】

日時: 1月31日(水) ※開催時間は、参加希望者あてメールにて連絡します。

場所: 中央合同庁舎3号館1階共用会議室(東京都千代田区霞ヶ関2-1-2)

※参加ご希望の方は、1月29日(月)14時迄に、会社名、氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)を、hqt-kasengijyutu@ml.mlit.go.jpまで申込みください。なお、参加人数は各社2名までとさせていただきます。

「危機管理に対応した水位観測検討会」の資料等は、下記 URL よりご覧下さい。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/suiikansoku/index.html

【問い合わせ先】 水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室
企画専門官 佐渡(内線 35375)、流域情報分析企画係長 村上(内線 35394)
代表: 03-5253-8111 直通 03-5253-8446 FAX: 03-5253-1602